

令和6年度 第2回芽室町総合保健医療福祉協議会
『保健・医療部会』 質疑等回答書

令和7年1月24日に書面開催に係る文書を送付し、2月6日を期限に質疑票の集約を行ったところ、次のとおりの結果になりましたことを報告します。

記

1 芽室町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正について

	資料1 「芽室町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正について」の【町の対応】欄の最終行
質疑等	条例の一部改正については、特に反対するものではなく、支援センターの柔軟な職員配置を可能とするよう改正されて良いと考えますが、資料1の【町の対応】にある常勤職員の配置を原則とするということが曖昧になることがなく、兼任・兼務が常態化することがないように管理・監督・指導等を厳正に実施することが必要と考えます。
回答	これまで同様に地域包括支援センターの運營業務委託の契約に基づき常勤職員の配置を原則として、専門職員の安定的確保に努め、不測の事態により欠員が発生した場合には、早期に原則の配置に回復するよう、受託事業所に対する管理・監督・指導等を厳正に実施していきます。